

かわ だ のぼる
川 田 昇

学位の種類 博士(法学)
学位記番号 法博第38号
学位授与年月日 平成10年3月18日
学位授与の要件 学位規則第4条第2項該当

学位論文題目 イギリス親権法史
一救貧法政策の展開を軸にして一

論文審査委員 (主査)
教授 河上正二 教授 小山貞夫
助教授 森田宏樹

論文内容の要旨

一 本書は、イギリスにおける「親権」についての考え方の変遷をめぐって、氏がこれまで公表してきた研究成果を体系的にまとめたもので、A5版全330頁におよぶものである。親子関係に対する国家や社会の関与のあり方は、「子のための親子法」という理念が確立した今日なお、法政策的にも困難な問題の一つであり、氏の研究はこうした問題を考える際の豊富な素材を提供している。本体となる第一章ないし第七章においては、イギリス救貧法史における立法資料などから、制定法の展開を丹念に跡付けるとともに、それぞれの時代における親子関係の捉え方、国家的関与のあり方を考察し、末尾の補章では「一九二六年イギリス養子法の成立」を素材に、異なった角度から新たに設定された親子関係としての養子法の問題にアプローチしている。

二 まず、以下に、その内容を敷衍する。

第一章で、氏は、近代救貧法の出発点と目されるエリザベス救貧法(1601年)においては、いわゆる教区徒弟制度の中で一般貧民と同列に規定された児童の位置づけや、必ずしも扶養義務の強制を想定しない親子関係規定などから、そこには家族政策の前提となるべき家族間の責任や親権の観念、あるいは児童の福祉という考えも未成熟であったとの認識から出発する。氏は、この

背後に、家族よりも共同体の方に生活の中心がおかれていた中世的秩序への志向を見いだしている。やがて、18世紀前半、貧民の自助が強調される風潮の中で、家族から分離され、私的な労役場で酷使・虐待される児童の姿が浮き彫りにされる。18世紀の中葉、新たな人道主義の中で、ギルバート法（1782年）のような児童保護立法が登場し、未成熟児童を家族のもとに組み込んで、貧民もまた自己の責任において家族を維持すべきことが公式に示されるに至ったという。しかし、1770年代から展開した産業革命は、安価で従順な児童労働力に着目し、労働者家族は、近代的労働力の再生産の場として社会の中に位置づけられるところとなる。

第二章では、18世紀末にマルサスが「人口論」で論じた、救貧法への依存から脱却する意思を持つ独立労働者の形成に向けてのアピールをめぐる議論と、教区徒弟制度改革にむけての特別委員会報告の内容が検討される。とりわけ、報告書では、低賃金を救貧税による補填や児童手当で救済するという従来のいきかたに反省が加えられたが、そこで用意された代替措置が、家族から切り離された子の施設への収容であった。1824年の賃金調査報告書、28年の労働能力貧民調査委員会報告書もまた、救貧法の濫用的慣行を批判し、家族責任の自覚を前提としつつも、いかにして労働家族を救貧法の保護から切り離すかに関心を向けたという。

第三章では、1834年の王立委員会報告書にもとづく改正救貧法への基本的な考え方が検討される。そこでは、救貧法史上はじめて、救済を通じた家族関係への介入の意図を象徴する「家族一体の救済」が志向されたという。続く、教区徒弟制度の実態調査報告によれば、すでにこの制度が形骸化し、多くの弊害をともなっていたことが示される。

第四章では、1834年の新救貧法における児童の処遇と親権についての考え方の変遷が検討される。そこでは、児童を将来の独立した労働者に仕立てるための労役場での教育の重要性が認識され、労役場学校の改善が推し進められた事情が明らかにされる。家族は一体として収容されたが、その接触は制限され、家族の紐帯への願望が独立への人為的刺激となること、ひいては救済への誘惑の抑制になることが期待された。しかし、やがて、収容中の家族の処遇に関しても可能な限り家族の紐帯に配慮し、そこでの親権を尊重することが新救貧法の建前に適合的であることが自覚されるに至る。労役場への収容を唯一の救済形態とすることについても、次第に緩和措置がとられ、1852年には一定の規制のもとに、労働能力のある貧民に対する院外救済が正面から認められるようになり、そこでの児童に対する教育にも配慮されるようになる。しかし怠惰な親によって放置されたままの院外救済児童の教育措置をめぐって、親の意向との衝突の中で、救貧法行政は、子の福祉に対する関心を高め、ついには義務教育の実現に向けて動き始める。こうして、1870年には初等教育法の成立を見る。これまでは、親のコントロール内の問題とされた院外救済児童の教育は、国家から強制される親の義務として明確に謳われ、一般児童への初等教育の義務化として組み込まれた。しかし、氏によれば、皮肉にも、教育以外の局面での「親の権利」が浮き

彫りとなり、新たな施策は常に親権との衝突を意識せざるを得なくなっていたという。

第五章では、1,870年頃の救貧法児童の福祉の向上をめざす動きが検討される。とりわけ、1870年に発せられた孤児や遺棄された児童の「委託収養制度に関する一般命令」ならびに、ナッソウ・シニア夫人が報告書で提唱したコテージ・ホーム制度構想やアフタ・ケア制度などの中に、かかる姿勢を見ることができるという。

第六章では、救貧児童の福祉に注目した国家が、ついに親権剥奪という手段で親子間に介入する権限を獲得する過程が論じられる。1840年「未成年者重罪法」は、大法官裁判所に対し、重罪を犯した未成年子を不適切な親から引き離し、その監護・教育を適当な者に委譲する権限を認めた。さらに、1857年「授産学校法」も事実上の親権剥奪立法としての意味合いを持ち、親の扶養料支払を強制しつつ親権を剥奪するその後の親権剥奪制度のモデルとなった。また、1870年代以降に展開された慈善組織による児童保護活動は、親が児童の福祉向上の妨げとなる場合には、児童を親から引き離すべきであるという考え方を社会通念として定着させるところとなった。親の監護の下におくことが、必ずしも児童の保護を意味しないことを示す多数の悲惨な事例や多数の失業者が与えた社会的・道徳的脅威は、貧民救済委員会の権限強化を求めるに至り、1889年救貧法改正法は、ついに子を遺棄・虐待する親から親権を奪い、子を委員会のコントロール下におくことを定めた。また、同年の児童虐待防止法も親権剥奪制度を含んでいたといわれる。

第七章では、以上のような流れの中で、更に救貧法上の親権剥奪制度が確立していくプロセスが検討される。そして、氏は、1890年代の親権剥奪制度が、従前のそれから大きく性質を転換して、国家があるべき親子像を強制し、これに反する親に対して介入する手段となったと評価する。同時に、国家は、1906年の学校給食法、翌年の学校身体検査法に見られるように、欠食児童の体力衰退を憂慮して、帝国の財産たる児童をいかに育成していくかに関心を寄せ、国家の最良の利益において家族に介入し、その限りで子の権利が承認されたとの見方を示している。

最後の「補章」では、1926年養子法の制定をめぐって、イギリスにおいて何故養子制度の採用が遅れたのか、そして、そこに構造的障害があるとすれば、何故イギリスは養子制度の採用に踏み切ったのかが検討される。様々な要因を検討した後、ここではとりわけ、救貧諸立法によって、親に望まれず、保護を要する児童が救済対象となって一定の処遇を受けてきたことが、養子となるべき児童の一般家庭への供給、あるいは社会の意識形成を妨げてきたことが指摘される。しかし、やがて、施設よりも新たな家庭での養育が児童の福祉にかなうこと、委託収養の場合より養子制度が実親からの干渉を断ち切ることを可能にすることが子の福祉の向上に資するとの認識が広まることによって、養子法の採用をもたらしたという。

以上が、本書の概要である。

論文審査結果の要旨

本書は、かつて中川善之助博士が描いた「家のため」、「親のため」、「子のため」という親子関係の発展図式を、イギリス救貧法史からみた国家との親子関係の関わり方の展開の中にも見いだして、近代的な「親権」の概念がいかなる土壌のもとで生成してきたかを探ろうとするものである。そのために、氏は、議会資料ならびにその基礎となった様々な報告書、さらには、そこに言及された当時の代表的論者の文献などを丹念に分析していくことにより一八世紀から二〇世紀初頭にいたる救貧法上の政策展開の全体像を描き出すことに成功している。本研究が対象とするものは、日本では、従来、あまり立ち入った研究のなかった分野であるばかりでなく、扱われた立法関連資料も、極めて豊富である。それだけに、本研究の資料的意義は大きく、高い評価に値しよう。今後、イギリス親権法史をひもとく場合、とりわけその政策的展開とみるときには、先ずもって参照されるべき文献のひとつともなろうと思われる。

もっとも、かような本書にもいくつかの難点が指摘できる。第一に、氏の問題意識と各章の具体的事実に関する叙述との関連が必ずしも明確にされていないため、それぞれの脈絡がつかみにくく、極めて読み辛いものとなっている。著者によって全体を総括する位置づけを与えられた「補章」が、むしろ浮いた印象を与えるのも、かかる曖昧さに由来するものではないかと思われる。とはいえ、家族法上の親子関係を規律する実体諸規定を考えるにあたって、読み手の側が一定の問題意識をもって臨むなら、本書から学び取ることのできるものは大きい。第二に、法制史研究として見た場合には、議会記録に頼りすぎ、いわゆる政策論に終始してしまった結果、依拠すべき資料に偏りを生じ、実態とのギャップについての配慮が不足しているのではないかと、また、古典理論の扱いについても近時の研究成果が十分に活かされていないのではないかとといった問題がある。例えば、「法が家族を救済単位として承認した」という評価を下す前に、「親子や家族関係の実態が変質したことが救済の対象を変化させたのではないか」といった観点を併せ持つなら、本書の叙述は更に深まりを見せたのではないかと思われる。もとより、資料に由来する偏りを周到に排除することは、日本における学界の研究状況からはなお困難な作業であり、かかる難点は今後の研究の進展によって徐々に克服されていくことが期待され、本書の評価にとっての致命的欠陥というものではない。

いずれにしても、本研究によって、イギリスにおける国家と親子関係の関わり方の歴史的展開に関する問題領域が、豊富な資料の渉猟の上に格段に開拓されたことは特筆されるべきであり、今後の研究への貴重な共有財産が提供されたといえることができる。

以上によって、本論文提出者は、博士（法学）の学位を授与されるに値するものと認められる。